

市区町村長欄の 正しい書き方 & 記載例ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

年末調整における市区町村長欄とは

年末調整の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」にある「市区町村長」欄には、**従業員個人の住民税の納税先**となる市区町村を記載します。

この申告書は、所得税の年末調整だけでなく、翌年度の住民税額を計算するための「給与支払報告書」としての役割も兼ねています。そのため、所得税の納税先である「税務署長」と、住民税の納税先である「市区町村長」の両方を記載する欄が設けられています。

- **所得税**：国に納める税金（国税）
- **住民税**：都道府県や市区町村に納める税金（地方税）

なお、従業員から提出された申告書は、法令に基づき**会社が7年間保管する義務**があります。税務署や市区町村から提出を求められない限り、会社で保管しておけば問題ありません。

所轄税務署長欄と市区町村長欄の違い

税務署長欄と市区町村長欄には、以下の通り明確な違いがあります。

	税務署長欄	市区町村長欄
対象となる税金	所得税	住民税
記載する宛先	会社の所在地を管轄する税務署	従業員が居住する市区町村
納税者	会社（源泉徴収義務者）	従業員（納税義務者） ※会社が給与から天引き（特別徴収）して納付
根拠	所得税法	地方税法

市区町村長欄の正しい書き方

市区町村長欄には、**その年の1月1日時点で従業員が居住していた市区町村**を記載します。
住民税は、前年1年間の所得に基づき、その年の1月1日時点の住所地の市区町村が課税するためです。

具体的な記載例

- **年の途中で引っ越した場合**
 - 例：2025年4月にA市からB市へ引っ越した。
 - 令和6年（2024年）分の扶養控除等（異動）申告書にはA市（2025年1月1日時点の住所地）を記載
令和7年（2025年）分の扶養控除申告書にはB市を記載
※年末調整に必要となる扶養控除等（異動）申告書の市区町村欄や住所の判断基準は、年末調整の翌年1月1日時点と覚えておきましょう。
- **単身赴任などで住民票の住所と実際の居住地が異なる場合**
 - 原則として、実際に居住している市区町村を記載して納税（地方税法第294条第3項）。
 - 住民票のある市区町村と二重で課税されることはありません。

自分が所属する市区町村の確認方法

自分が所属する市区町村は、自身の住民票を確認するのが最も確実です。

税務署長欄と同様に、市区町村長欄も従業員本人が記載せず、空欄のまま会社に提出しても基本的には問題ありません。多くの場合、給与支払報告書の提出時に会社側で整理されます。

記載内容を間違えた場合は、二重線で消して訂正しましょう。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。